

仙台市子育てふれあいプラザ泉中央指定管理者募集要項

1 施設の概要

(1) 施設の設置目的

子育てを行う市民に交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談、情報提供等の事業を行うことにより、子育てを総合的に支援し、もって子育てが安心してできるまちの実現を図るため設置します。

(2) 施設の設置の根拠

仙台市子育てふれあいプラザ条例（平成 15 年仙台市条例第 61 号。以下「条例」という。）

(3) 施設の名称

仙台市子育てふれあいプラザ泉中央（愛称：のびすく 泉中央。以下「のびすく 泉中央」という。）

(4) 施設の所在地

仙台市泉区泉中央 1 丁目 8 番地の 6

仙台市泉図書館との併設建物の 3 階の一部，4 階及び 5 階

(5) 建物の構造

鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 5 階建て

(6) 敷地面積

5,188.39 m²

(7) 施設内容（別記 1「仙台市子育てふれあいプラザ泉中央位置図及び平面図」参照）

3 階の一部 1,003.06 m²（うち共用部分 495.44 m²）

- ・つどいのひろば（遊戯室×2，交流スペース，相談室，事務室）
- ・託児室

4 階 1,170.96 m²

交流スペース（活動室），活動スペース×3（ロビー，交流コーナー，多目的室），ホールの一部（主にステージ部分），印刷室，事務室

※子育て支援団体及び中高生を対象とした事業に使用

5 階 329.64 m²

ホールの一部（主に階段状の客席部分）

※ホールは，4 階と 5 階にまたがる配置としている。

(8) 施設の状況

建物の竣工 平成 2 年 7 月

(9) その他

① 駐車場

来館者用及び職員用の駐車場はありません。

② 併設施設について

ア 名称 仙台市泉図書館（以下，「泉図書館」という。）

イ 開館時間

（ア）火曜日から金曜日まで 午前 9 時 30 分から午後 7 時まで

（イ）土曜日・日曜日・休日 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

ウ 休館日

- (ア) 月曜日（休日にあたるときは開館し、その翌日が休館）
- (イ) 休日の翌日（日曜日または休日にあたるときは開館し、その直後の平日が休館）
- (ウ) 1月から11月までの第4木曜日（休日に当たるときは開館し、その翌日が休館）
- (エ) 年末年始（12月28日から1月4日）
- (オ) 特別整理期間

2 応募資格

応募資格は下記のとおりです。応募にあたっては別紙1「提出書類一覧」に記載している応募資格を証明する書類を提出してください。

(1) 団体であること（法人格の有無は問いません。）

- ① 複数の団体により構成されたグループで応募することもできます。グループで応募する場合は、グループの代表となる団体（代表団体）を定め、その団体が応募等の手続きを行ってください。
- ② この申請を行った後、グループの構成団体や代表団体の変更は原則認めません。

(2) 団体（グループで応募する場合は構成団体を含む。）又はその代表者（グループ応募の場合の構成団体の代表者を含む。）が次に該当する者ではないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過しない者
- ⑤ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 仙台市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体
- ⑨ 常時雇用する労働者の数が100人を超える団体で、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づく「一般事業主行動計画」を策定していない者
- ⑩ 常時雇用する労働者の数が300人を超える団体で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定していない者

(3) その他

応募の時点で本市内に団体としての事務所を有していない団体が、指定管理者に指定された場合には、令和8年12月31日までに公の施設以外の場所（本市内に限る。）に団体としての事務所を開設するものとします。

3 応募の受付

(1) 受付期間

応募は、令和8年8月17日（月）から令和8年8月21日（金）までの間、午前9時から午後5時まで受け付けます。ただし、正午から午後1時までの時間は除きます。

(2) 提出先

仙台市青葉区上杉1丁目5番12号 仙台市役所上杉分庁舎9階

仙台市こども若者局こども若者企画部子育て応援都市推進課推進係

※ お手数ですが、事前に電話（022-214-2129）で来庁日時をお知らせください。

(3) 提出方法

直接持参する方法に限ります。

4 応募書類等

(1) 提出書類

別紙1「提出書類一覧」に記載の書類を各10部（応募資格を証明する書類は1部。）提出してください。(2) 注意事項

- ① 事業計画書（様式3）については、MSゴシックでフォントサイズ10.5を基本とし、見出しのサイズを変えるなど読みやすいものとしてください。
- ② 提出にあたっては、白黒A4判サイズで別紙1の順に揃え、ステープラー留めや糊付け等は行わず、ダブルクリップ等で書類左肩を綴じて提出してください。
- ③ グループで応募する場合は、構成団体を記載した書類（任意様式。以下「グループ構成団体名簿」という。）及び各構成団体の応募資格を証明する書類1部を添付してください。構成団体ごとに提出が必要な書類については、書類の種別ごとに、グループ構成団体名簿順に並べてください。
- ④ 団体の活動状況等に関する補足説明資料を添付することができます。その場合、別途10部提出してください。

5 選定の方法及び基準

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、「仙台市局区指定管理者選定委員会の設置及び運営に関する要綱(平成15年12月24日市長決裁)」に基づき設置された「こども若者局指定管理者選定委員会」（市職員及び学識経験者等により構成。以下「局選定委員会」という。）において行います。

選定にあたっては、事業計画の実施に要する費用・効果、当該事業計画に沿って施設を管理する能力等を総合的に評価して選考します。

総合評価の判断基準として点数制を採用し、獲得した点数が最も高い団体1団体を選定します。なお、(3)①において、各評価項目・各委員1つでも0点があった場合や、評価点の総計が満点（200点×評価を行った委員数）の7割に満たないときは、局選定委員会で協議のうえ、適格者なしとする場合があります。

(2) 選定の手続

次の手順で審査します。

① 資格審査

応募書類等に基づき事務局において審査します。

② 書類審査の実施

応募書類等に基づき局選定委員会で審査を実施します。

③ 面接審査の実施

局選定委員会において面接審査を実施します。ただし、応募状況によっては面接審査を省略する場合があります。（審査日時及び方法は別途通知します。）

(3) 選定基準

① 提案内容の評価項目及び配点（※委員一人あたりの配点）

項目	評価項目	配点
基本方針及び運営	1 団体として施設を運営する理念及び基本方針について ・指定管理者として応募した動機・抱負 ・運営に当たっての理念及び基本方針 ・現指定管理者からの引継ぎに関する方針 2 施設の具体的な運営内容について ・利用者や子育てに関する事業を行う者等とのコミュニケーション活性化方法 ・他の子育てふれあいプラザ等（のびすく）との協働・連携 ・当該区域（泉区）における指定管理者としての関わり方や取組方針 3 倫理保持・服務規律順守への取り組みについて ・倫理保持・服務規律順守に対する考え方及び取組方針 ・運営に当たっての従業員の意識付け 4 利用者サービスの向上について ・サービス提供及び苦情等への対応にかかる責任体制 ・サービスの質の確保と向上に対する考え方及び取り組み ・個人情報保護に関する考え方及び取り組み	20
人材	5 人材確保及び育成等について ・人材確保・採用計画に対する考え方及び内容 ・人材育成・研修計画等に対する考え方及び内容 6 従業員の配置及び勤務体制について ・従業員の要件及び従業員数等 ・勤務体制等 ・従業員の福利厚生、健康管理等	30
事業（条例第4条に規定する事業）	7 ひろば事業について ・事業の方針、目標、内容（創意工夫、記述の具体性及び実現の確実性。以下本項目において同じ。）及び評価・改善方法 8 託児事業について ・事業の方針、目標、内容及び評価・改善方法 9 情報収集提供業務について ・事業の方針、目標、内容及び評価・改善方法 10 連携事業について ・事業の方針、目標、内容及び評価・改善方法 11 ボランティア活動促進等事業について ・事業の方針、目標、内容及び評価・改善方法 12 交流・発表支援事業について ・事業の方針、目標、内容及び評価・改善方法 - ア 子育てに関する事業を行う者に関する事業 - イ 中高生に関する事業 13 その他の事業について ・活動スペース・交流スペースの運営、泉図書館との連携	100

項目	評価項目	配点
管理等	14 施設の維持管理等について - 施設の管理全般に対する考え方及び内容 - 施設の維持管理に係る個別業務の考え方及び内容 - ごみの減量やエネルギー削減等環境に対する配慮 15 事故防止，防犯・防災業務について - 事故防止，防犯，防災に対する考え方及び内容 - 事故，災害，緊急時への対応体制等 - 利用者の衛生管理についての考え方及び内容	20
費用	16 事業収支計画について - 財政基盤の状況及び財務・税務に関する考え方 - 費目及び金額の設定内容 - 利用料金収入の確実性 - 経費節減等による指定管理料の低廉化の取り組み	30
合 計		200

② 評価項目以外の加点又は減点

次の項目に該当する場合は，上記①の各委員の評価点を合計した総得点に，加点又は減点することとします。

項 目		加点減点
ア 障害者雇用率の達成	(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が2.7%（公庫・公団等の特殊法人等の場合は，3.0%）を超えている場合に加点	+4
	(イ) 障害者雇用義務が生じない団体において，障害者を雇用している場合に加点	+4
	(ウ) 障害者雇用率が達成されておらず，かつ，障害者雇用納付金も滞納している場合に減点	-6
イ 高齢者の安定した雇用の確保 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき，70歳までの高年齢者就業確保措置を実施している場合に加点		+4
ウ 地元への配慮	(ア) 仙台市内に本社・本店を有する場合（グループ応募の場合は構成する全団体がこれに該当する場合）に加点	+8
	(イ) 宮城県内に本社・本店を有する場合（グループ応募の場合は構成する全団体がこれに該当する場合）に加点	+4

③ 現行事業者の実績評価点について

現指定管理者が再度応募した場合に当該団体に対して適用するものであり，現指定管理期間における管理運営状況を加点・減点方式で評価します。

項 目		加点減点
実績評価	「仙台市指定管理者評価マニュアル」に定める評価方法により得られた各事業実施年度の評価に応じて，あらかじめ局選定委員会が定めた点数を加点又は減点	+32～-32

6 管理運営の方針

- (1) のびすく泉中央の設置目的に照らして適切な管理運営を行うこと
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと
- (3) 利用者満足度の向上に努めること
- (4) 個人情報の保護を徹底すること
- (5) 情報公開を推進すること
- (6) 効率的な管理運営を行うこと
- (7) 従事者に必要な研修を行い、その資質向上に努めること
- (8) 区保健福祉センター、児童館、保育所等の関係機関や地域の各種団体等との連携に努めること
- (9) 業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないよう努めること
- (10) 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び従事者の安全確保に努めること
- (11) 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること

7 管理の基準

(1) 開館時間

仙台市子育てふれあいプラザ条例施行規則（平成 16 年仙台市規則第 1 号。以下「規則」という。）第 2 条の表中、「仙台市子育てふれあいプラザ泉中央」の供用時間の改正を経て決定となりますが、開館時間は次のとおり予定しています。

① つどいのひろば

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

② 託児室

午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

③ 活動スペース・4 階交流スペース

午前 9 時 30 分から午後 7 時まで

④ ホール

午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(2) 休館日

規則第 3 条に定めるところにより、休館日は次のとおりです。

- ① 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)
- ② 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日または休日に当たる場合は、その直後の日曜日、土曜日または休日ではない日)
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ④ その他市長が特に必要と認める日

※ 上記①、②及び③に該当する日であっても、市長が必要と認めるときは、開館します。

(3) 施設の利用の制限等に関する事項

- ① 条例第5条に該当する場合は、利用の制限をすることができます。
- ② 条例第6条第2項各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができます。

(4) 利用許可を要する施設に係る利用者の決定方法

先着順による利用者の負担と公平性確保の両方の視点を踏まえて、あらかじめ規程を定めるとともに、利用受付開始時期の利用の集中状況をみながら規定を適用すること。

(5) 個人情報の保護に関する事項

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、次に掲げる事項について必要な措置を講じること。
 - ア 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと
 - イ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止すること
 - ウ 事務事業の執行上保有する必要がなくなった個人情報については、原則として確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること
- ② **別記2「個人情報取扱特記事項」**を遵守すること。
- ③ 「指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報の開示等に関する要綱」（平成16年3月26日市長決裁）を遵守すること。

(6) 情報セキュリティ対策に関する事項

別記3「指定管理業務における情報セキュリティ対策に関する特記仕様書」により、業務情報を適切に取り扱うために必要なセキュリティ対策を講じること。

(7) 文書等の管理について

- ① 基本事項
指定管理業務を円滑に実施するため、業務を開始する一定前の時期までに文書等の管理に関する規程及び管理帳簿書類を作成し、適切に保存すること。文書等の管理に関する規程は、指定管理業務期間の前後の時期も対象とする規定とすること。
- ② 文書等の管理に関する規程の内容
 - ア 収受、起案、施行、完結、保存、廃棄等文書の管理に必要な事項を規定すること
 - イ 電子データも対象に含めた規程とすること
 - ウ 利用料金収入等に関する文書の保存年限は、文書完結から10年間とすること

(8) 行政手続条例の適用

指定管理者は仙台市行政手続条例（平成7年仙台市条例第1号）第2条第2号の「行政庁」に含まれることから、指定管理者が使用の許可・取消しを行う場合には、同条例が指定管理者に直接適用されます。

(9) 職員の配置に関する基準について

- ① 館長
のびすく泉中央の責任者として常勤（1週間の勤務時間が概ね40時間の勤務形態をいう。）の館長を1人配置することとします。
- ② 職員の配置人数
 - ア つどいのひろば及び託児室の業務に従事するもの
午前9時30分から午後5時までの間（開館日に限ります。）、常時5人以上を配置することとします。
 - イ ホール、活動室、多目的室、交流コーナー及びロビー等4階諸室の業務に従事するもの

A 午前9時30分から午後7時までの間（開館日に限ります。）、常時4人以上を配置することとします。（配置人数のうち、1人以上は4階の総合受付に常駐させるものとします。）

B 午後7時以降のホール利用がある日の場合に限り、午後7時からホール利用終了時刻の30分後の時刻（午後7時30分から午後9時30分までの時間に限ります。）常時2人以上を配置することとします。

③ 職員の資格

ア つどいのひろばの業務に従事するもの

つどいのひろばの業務に従事する職員のうち2人以上は、保育士又は幼稚園教諭の資格を有する者としてします。ただし、上記資格を有する職員の人数の算定にあたっては、常勤職員の勤務時間に換算するものとします。

（例）常勤職員の勤務時間が40時間であって、週20時間勤務の非常勤職員が有資格者である場合、0.5人の有資格者と換算します。

イ 託児室の業務に従事するもの

託児室の業務に従事する職員は、「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日付5文科初第2592号、こ成保第191号 文部科学省初等中等教育局長 こども家庭庁成育局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に基づき配置するものとします。

ウ ホール、活動室、多目的室、交流コーナー及びロビー等4階諸室の業務に従事するもの
ホール、活動室、多目的室、交流コーナー及びロビー等4階諸室の業務に従事する職員のうち1名以上は、青少年の指導、相談又は教育に関する業務の実務経験が、1年以上である者としてします。

エ 建物の防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位のものは、防火管理者の資格を有する者としてします。

(10) 第三者への業務の委託の制限に関すること

① 業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、その受託者が受託業務の全部又は一部を別の第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

② 別記4「指定管理者の業務の範囲及び具体的な内容」に掲げる「2（1）⑥飲食物の提供」及び「3（1）施設、設備及び物品等の維持保全業務」以外の業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

③ 第三者への業務の委託を行う場合は、事業計画書（様式3）にその旨を記載するとともに、収支計画書（様式4）において委託料の費目に経費を計上します。なお、指定管理者として指定された場合には、第三者への業務委託について、事前に書面による申請を行い、承認を受けることが必要です。

ただし、利用者等の安全確保等のために、突発的に発生した事態に緊急に対応する必要がある、事前に書面による申請を行う暇がない場合は、事後の報告を行うことで申請に代えることができます。（計画的な修繕等は含まない。）

(11) 情報公開に関する事項

① 情報公開を総合的に推進するため、公の施設の管理に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示の充実に努めること。

② 指定管理者は、施設所管課が、「指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報の公開に関す

る要綱」(平成 16 年 3 月 26 日市長決裁)の実施機関に関する規定を円滑に履行できるよう協力すること。

(12) モニタリング及び評価に関する事項

- ① 利用者等に対するアンケート等の実施により、利用者等の意見・要望及び満足度を把握して、本市に報告すること。
- ② 指定管理者は、管理業務のセルフモニタリング及び自己評価を行うこととし、本市に報告すること。

(13) 環境への負荷の低減に関する事項

本市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど環境への負荷の低減に努めること。

(14) 苦情解決に関する事項

利用者からの苦情について、その利用者の権利擁護を基本として、利用者のサービスの適切な利用及びサービスの質の向上に資するよう、苦情解決を行うこと。

(15) 経理に関する事項

- ① 指定管理業務に関する経理は、次の事業の区分別に行い、当該区分別に収支予算及び決算書を作成すること。

ア つどいのひろば事業

- ・ 乳幼児を持つ親に対する交流の場の提供及び子育てに係る相談に関すること
- ・ 子育てに関する事業を行う者等との連携に関すること
- ・ その他関連事業

イ 託児事業

- ・ 乳幼児（生後 6 月に満たないものを除く。）の一時預かりに関すること

ウ 中高生に関する事業

エ その他の事業

- ② 指定管理業務に関する経理は、上記①の区分別に、別記 5「経費項目一覧」の費目別に行う。

- ③ 物販等を行う場合に仙台市に納入すべき費用

のびすく泉中央の施設内において、指定管理者が物販等を行う場合は、あらかじめ地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、市長から行政財産の使用の許可を受けなければならない。また、同許可を受けたときは、仙台市財産条例（昭和 39 年仙台市条例第 9 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する使用料を納入しなければならない。

(16) ホール利用の公共性確保に関する事項

指定管理者の事業収入確保とホール利用の公共性確保との調和を図るため、指定管理者自らが事業のためホールを利用等できる範囲を次のとおり制限します。

(制限内容)

仙台市立学校の管理運営に関する規則（平成 14 年仙台市教育委員会規則第 3 号）第 4 条の規定する休業日（開館日に限ります。）（以下「学校休業日」という。）について、指定管理者自らが事業のため予約できる日数及び時間数の上限値は、次の時期（時点）の区分に応じた内容とします。

- ① 利用日の属する月の 6 月前の月の 1 日時点（中高生からの利用申込み受け開始前時点）

次のア及びイの何れの条件も満たすこと

ア 利用日の属する月の学校休業日の総日数の 1 / 3 未満の日数

イ 利用日の属する月の学校休業日の総時間数の1/4未満の時間数

- ② 利用日の属する月の5月前の月の1日時点（子育て支援団体からの利用申込み受付け開始前時点）

次のア及びイの何れの条件も満たすこと

ア 利用日の属する月の学校休業日の総日数の1/2未満の日数

イ 利用日の属する月の学校休業日の総時間数の1/3未満の時間数

- ③ 利用日の属する月の前月の1日時点（中高生及び子育て支援団体以外の者からの利用申込み受付け開始前時点）

次のア及びイの何れの条件も満たすこと

ア 利用日の属する月の学校休業日の総日数の2/3未満の日数

イ 利用日の属する月の学校休業日の総時間数の1/2未満の時間数

(17) 中高生に関する事業に関する事項

- ① 関係機関との連携

指定管理者は、中高校生の相談に対応する場合は、こども若者相談支援センター・学校・児童相談所・福祉事務所等関係機関と連携を図ること。

- ② こども若者相談支援センターとの協議

こども若者相談支援センターとの連携強化のため、指定管理者はこども若者相談支援センターと定期的に協議すること

- ③ 仙台市教育委員会（学校教育部門）が行う児童・生徒への指導との均衡確保

仙台市教育委員会が行う児童・生徒へ指導内容（校外生活の指導等）との均衡を確保しながら事業実施をすること。

- (18) 泉図書館との協同業務（施設、設備及び物品等の維持保全業務並びに運営管理業務に限ります。）に関する事項

施設、設備及び物品等の維持保全業務並びに運営管理業務（建物及び敷地内の共用区域及び共用機能のために行うもので、指定管理者が行う業務の範囲に該当するものに限り、指定管理者が単独で行うものを除く。）は、次のとおり実施します。

※ 共用区域・共用機能について

- 共用区域

建物内で、のびすく泉中央及び泉図書館の何れの専用区域にも属さない区域及び敷地

例 エントランス、階段、エレベーター、ロビー等の区域

- 共用機能

建物内で、のびすく泉中央及び泉図書館が共用する機能

例 空調設備、給排水設備、電気設備、消防設備、建物外壁・屋上等

- ① 業務の仕様等の決定方法

新たに第三者に依頼して管理運営を行う契約等の実施及びその内容等（仕様、予定価格、期日、随意契約する場合の見積もり徴収の相手方）は、仙台市教育委員会（泉図書館）が指定管理者と調整を図って定めます。

- ② 契約の締結

原則として仙台市教育委員会及びのびすく泉中央の指定管理者が、契約の相手方とそれぞれ個別に締結するものとし、契約金額の支払い方法及び支払い時期については、仙台市教育委員会及びのびすく泉中央が、契約の相手方と協議のうえ、定めることができるものとします。こ

の場合、契約金額及び契約の相手方の決定手続きは、仙台市教育委員会が行うものとします。
ただし、これにより難しい場合は、仙台市教育委員会と受託者の二者契約とします。

③ 業務費用の負担内容

指定管理者が負担する額は、業務費用（業務完了により発生する債務額）のうち、**別記 6「泉図書館との費用負担割合一覧表」**に定める割合等により算出される額とします。

④ 業務費用の支払い方法

二者契約の場合

契約等の相手方からの請求に基づき、上記③の負担割合に基づき計算した内訳書を添えて、速やかに指定管理者あて請求します。指定管理者は、当該請求に基づき支払います。

(19) 泉図書館との共用区域・共用機能の管理運営に関する事項

① 運営規定

ア ポスター等掲出物の掲出

共用区域（3階及び4階の共用区域を除く。）には、のびすく泉中央が実施する事業及び休館日等に関する情報を掲示する物以外の掲示は認めません。

イ 敷地内駐車スペース

敷地内駐車スペースへの駐車を認める場合は次の場合に限りです。

（ア）泉図書館又はのびすく泉中央から業務委託等を受けた者の車両が業務中に駐車する場合

（イ）のびすく泉中央のホール利用者が、催事の実施に必要な荷物を搬出入する間駐車する場合

（ウ）身体に障害がある方が、泉図書館又はのびすく泉中央を利用中に駐車する場合

（エ）緊急自動車等が駐車する場合等

ウ 喫煙

建物内・敷地内は禁煙とします。

② 役務等

ア 郵便物・宅配便等の受け取り

名宛人が受け取ります。（泉図書館は、のびすく泉中央あての郵便物・宅配便等の代理受領等を行いません。）

イ 巡回業務

巡回業務は、下記の階を行います。

（ア）泉図書館

・ 地下1階，1階，2階，3階

（イ）指定管理者

A 3階，4階，5階

B 1階エントランス（泉図書館の閉館後の時間でのびすく泉中央が開館している時間又は泉図書館が休館している日でのびすく泉中央が開館している日の開館している時間に限りです。）

ウ 苦情等の回答

共用区域・共用機能の管理運営に関する苦情は、その対応案について泉図書館と指定管理者との間で協議したうえで、対応するものとします。

(20) 労働関係法令の遵守

雇用する職員について、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働契約法（平成19年法律第128号）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管

理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）等の労働関係法令を遵守すること。

(21) 障害を理由とする差別の解消の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領（平成 28 年 3 月 25 日市長決裁）」に準じて、合理的配慮の提供を行うこと。

(22) 関連法令の遵守

上記の他、別記 7「関係法令等」に示す関係法令等を遵守すること。

8 業務の範囲及び具体的内容

(1) 指定管理者が行う業務の主な範囲

指定管理者の業務は、条例第 11 条に規定していますが、その概要は次のとおりです。

① 利用許可に関する業務

② 条例第 4 条に規定する次の事業の企画及び実施に関する業務

ア 乳幼児を持つ親に対する交流の場の提供及び子育てに係る相談に関すること

イ 乳幼児（生後 6 月に満たないものを除く。）の一時預かりに関すること

ウ 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること

エ 子育てに関する事業を行う者等との連携に関すること

オ 市民による子育ての相互援助活動の促進及び支援に関すること

カ 子育てに関する事業を行う者等に対する交流，発表その他の活動の場の提供に関すること

キ その他条例第 1 条の目的を達成するために必要と認められる事業

③ のびすく泉中央の維持管理に関する業務

④ その他市長が必要と認める業務

ア 年度及び月ごとの事業報告書の作成及び提出

イ 指定管理者業務終了に伴い必要となる引継ぎ事務

ウ 利用者満足度把握，セルフモニタリング及び自己評価の実施・報告等

エ 施設所管課からの照会への対応

オ 施設の視察等の対応について

カ 連絡業務

キ 指定管理業務調整会議等への参加

ク 人材の育成

ケ 業務日誌（日報）の作成及び報告

コ 広報

サ 泉図書館との協議

シ その他の施設の設置目的を達成するために必要な業務

(2) 指定管理者が行う業務の具体的内容

① 別記 4「指定管理者の業務の範囲及び具体的な内容」のとおりです。

② 児童福祉法に基づく届出

託児事業の実施にあたっては、指定管理者として選定された団体が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 12 第 1 項の規定に基づく届出を行うこととします。

③ 社会福祉法に基づく届出

つどいのひろば事業及び託児事業の実施にあたっては、指定管理者として選定された団体が社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 69 条第 1 項の規定に基づく届出を行うこととします。

9 指定期間

指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定管理業務期間」といいます。）は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

10 管理に要する経費の取扱い

（1） 指定管理料の額

指定管理業務期間の指定管理料は、407,440 千円(消費税込み)以内とし、応募者による経費節減等を反映した額で事業収支計画書(様式4)を作成してください。

また、つどいのひろば事業及び託児事業は、社会福祉法に定める第二種社会福祉事業であることから、本市が支払う指定管理料に係る消費税は非課税となります。

（2） 指定管理料に含まれるもの

指定管理料の経費の費目名とその説明は別記5「経費項目一覧」に記載のとおりです。

（3） 指定管理料の支払

① 支出方法

指定管理料の支出方法は、地方自治法第232条の5第2項に規定する概算払とします。

② 概算払いの内容

ア 概算払いする額

年度毎に仙台市と指定管理者との間で協議して定めた額を概算払いします。

イ 支払い方法

年度ごとに、指定管理者の請求に基づき分割して支払います。支払い頻度は、四半期あたり1回とし、支払時期は協議して定めます。

③ 年度毎の指定管理料の額

年度毎の指定管理料の額は、上記②アの額から、指定管理業務収支調整金を控除して得た額とします。

ア 指定管理業務収支調整金

指定管理業務収支調整金は、想定する指定管理業務収支差額と実績としての指定管理業務収支差額とに差額が生じた場合、その差額を調整するための金銭です。

指定管理業務収支調整金の額は、年度毎の指定管理業務の想定収支差額（指定管理者が行う業務の想定支出から利用料金の想定収入を控除して得た額として仙台市が想定するもの）と年度毎の指定管理業務の実績収支差額とを比較して、実績収支差額の額が小さい場合の、想定収支差額から実績収支差額を控除して得た額の50%相当の額です。

イ 年度毎の指定管理業務の想定収支差額

81,488 千円

④ 年度毎の指定管理料の額の精算・戻入

ア 精算

指定管理者は、指定管理業務を行う各年度末までに、当該年度の指定管理料の額を計算した指定管理料の精算書を提出します。

イ 戻入

仙台市は、精算書を審査し、年度毎の指定管理料の額を確定します。その結果、概算払した額が年度毎の指定管理料の額より多いときは、指定管理者は当該額を戻入します。

⑤ 注意事項

上記④アの「精算書」と「年度ごとの事業報告書」の「年度の管理に係る収支決算書」内容に矛盾が生じないように注意してください。

(4) 修繕費の負担

① 専用区域の修繕について

1 件あたり費用が 10 万円未満のものについては、指定管理者が実施し、その費用は指定管理者が負担します。ただし、これにより難しい場合は、別途協議を行うものとします。

② 泉図書館との共用区域及び共用機能の修繕について

泉図書館との共用区域及び共用機能の修繕で、1 件あたり予定金額が 10 万円未満のものについては、指定管理者が仙台市教育委員会（泉図書館）と協同して実施し、その費用は、**別記 6「泉図書館との費用負担割合一覧表」**に規定する割合で負担します。ただし、これにより難しい場合は別途協議を行うものとします。

③ 指定管理者又は仙台市教育委員会（泉図書館）の瑕疵より修繕費用が増加した場合は、瑕疵の内容に応じ、①及び②で規定する指定管理者の負担額を増減する場合があります。その場合の額は、指定管理者、仙台市及び仙台市教育委員会との三者間の協議によって決定します。

(5) 指定管理料スライド制度

指定管理業務に要する経費のうち、2 年目以降の人件費及び物件費の一部に係る指定管理期間中の賃金水準・物価の変動については、別記 8「指定管理料スライド制度に係る特記事項」の考え方により対応するものとする。そのため、2 年目以降の当該対象経費については賃金水準・物価の変動を見込まずに積算することとします。

また、積算した内容については様式 7「スライド制度対象経費計画額一覧」に記載し提出することとします。

11 行政からの支援等

(1) 備品の貸与

指定管理業務に必要な備品（指定管理終了後も本市に帰属させる必要のあるものに限る。）は、予算の範囲内で本市が調達し、指定管理者に貸与します。

ただし、上記以外に指定管理者が必要と認める備品については、指定管理者が購入し、使用することができます。この場合、購入した備品の所有権は指定管理者に帰属します。

なお、電子複写機については指定管理者が調達することとします。

(2) 仙台市こども若者相談支援センターの支援

① 指定管理者が行う中高生向けに実施する事業を支援するための体制を整備します。

② 中高生の健全育成事業・居場所事業に係る各種情報（関係団体・国等の動向等の情報）を指定管理者あて提供します。

③ 指定管理者からの要請により、講師を派遣します。

(3) 事業実施に必要な会場の使用

指定管理者が上記 8（1）②に規定する事業を行う場合は、1 月あたり 1 回を限度に、仙台市教育委員会（泉図書館）の承認を得て、泉図書館大研修室を使用することができます。

○ 参考（泉図書館大研修室概要）

- ・ 定員 約 100 人
- ・ 利用規程 入場料等（会費、参加料その他名称のいかんを問わず入場者が主催者に支

払う料金をいいます。)を徴収する催し物での使用は不可、図書館の場にふさわしくない催し物での使用は不可、室内での飲食は不可、物販は不可

12 利用料金に関する事項

条例第 13 条の規定に基づき、のびすく泉中央の施設又は設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）（指定管理業務期間内を利用日とする利用に係るものに限り、）は、次のとおり、指定管理者の収入として収受させます。

(1) 利用料金の額

条例別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めた額

① 託児室

施設名	金額（乳幼児 1 人につき 1 時間当たり）
託児室	600 円
備考 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。	

② ホール

施設名	利用区分		金額（1 時間当たり）
ホール	入場料を徴収しない場合	子育てに関する事業を行う者・生徒	610 円
		上記以外の者	3,600 円
	入場料を徴収する場合	子育てに関する事業を行う者・生徒	1,800 円
		上記以外の者	11,000 円
備考			
1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場者が主催者に支払う料金をいう。			
2 「生徒」とは、高校生、中学生及び小学生をいう。			
3 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に利用する場合は、この表に定める額の 2 割増しとする。			
4 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。			
5 附帯設備に係る額は、市長が定める額の範囲内とする。			

③ ロッカー

設備名	金額（1 個につき 1 月当たり）
ロッカー大	1,400 円
ロッカー中	1,000 円
ロッカー小	800 円
備考 利用期間に 1 月に満たない端数があるときは、これを 1 月に切り上げる。	

(2) 指定管理者が本市の承認を受けて利用料金を定めるときの本市との事前協議の方法等に関する事項
指定管理者として選定された団体は、利用料金を定めるための事前協議書を市長あて提出すること。

(3) 前受金の引継ぎに関する事項

指定管理者は、指定管理業務が終了した場合は、次の管理者に対し、前受金（指定管理業務期間内に収入した利用料金のうち、指定管理業務期間終了後の期日を利用日とする利用許可に係る

もの)を、その明細を添えて引き継ぐこと。

(4) 利用料金の規定の改正があった場合の協議について

指定管理者は、受益者負担割合見直し等の理由により条例で定める利用料金の規定が改正された場合は、改正内容に従い利用料金の額を、見直す方向で本市と協議すること。

13 必要な保険の加入及び事故発生時等のリスク分担

利用者、業務従事者その他の第三者及び施設に損害を与えた場合には、原則として指定管理者がその損害を賠償するものとし、そのために必要な範囲で、利用者に対する施設賠償責任保険、傷害保険、借家人賠償責任保険等、必要な損害保険に加入すること。

基本的なリスク分担は別記8「リスク分担表」のとおりとします。

14 税の負担

指定管理者は、原則として法人税、法人市・県民税、法人事業税及び事業所税等の課税の対象となります。このうち法人市民税は、指定管理施設を含む事務所等が所在する区ごとに課税されます。また、事業者が施設内に設置した設備等の事業用資産(償却資産)は、固定資産税の課税対象となる場合があります。資産の所在する区ごとに償却資産の申告が必要となります。必要な手続き等については、管轄の税務署、宮城県税務課、仙台市市民税企画課法人課税係、同資産課税課償却資産係等の関係機関にお問い合わせください。

15 選定結果の通知及び公表時期

(1) 選定結果通知

選定結果については、次のとおり、全応募団体に文書で通知します。

① 通知内容

応募の概況、審査結果の概要

② 通知時期

選定終了後速やかに通知いたします(令和8年10月上旬の予定)。

(2) 選定結果の公表

上記(1)の通知後、応募の概況(経過、応募団体名等)、選定結果の内容については公表します。

16 指定及び協定の締結

(1) 指定手続

地方自治法の規定に基づき、指定管理者候補者として選定された団体(以下「被選定団体」という。)を指定管理者として指定する議案を仙台市議会に提出し、可決された後、指定管理者として指定いたします。仙台市議会への提出は、令和8年第4回仙台市議会定例会を予定しています。

指定にあたっては、被選定団体に文書で通知するとともに、仙台市公告式条例(昭和26年仙台市条例第22号)の定めるところにより告示いたします。

(2) 現指定管理者からの引継ぎ

選定の結果、被選定団体が、現指定管理者と異なる団体であった場合には、(1)の指定手続完了後、令和9年3月31日までに、必要な事務引継ぎを遺漏なく行ってください。

なお、事務引継ぎに要する費用は、すべて被選定団体の負担とします。

(3) 協定の締結

指定に伴いのびすく泉中央の管理に係る細目的事項、本市が支払うべき管理費用の上限額及びその支出方法並びにリスク分担等を定めるため、協議を経て、協定を締結します。

(4) その他

被選定団体を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

また、被選定団体を指定管理者に指定しない場合（仙台市議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合を含む）、被選定団体がのびすく泉中央に係る業務又は管理のために支出した費用等については、一切補償しません。

17 事業の継続が困難となった場合の措置等

(1) 協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

本市と指定管理者は誠意をもって協議することとします。

(2) 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

本市は、指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合に生じた損害は指定管理者が負担することとします。また、指定管理者は、次の指定管理者が円滑かつ支障なくのびすく泉中央の管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行うこととします。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

災害その他の不可抗力等、本市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。

なお、一定期間内に協議が整わない場合、本市は指定管理者の協定を解除できるものとします。この場合においても、指定管理者は、次の指定管理者が円滑かつ支障なくのびすく泉中央の管理運営業務を行えるように引継ぎを行うこととします。

18 指定の取消し等

のびすく泉中央の管理の適正を期すために行う本市の指示に指定管理者が従わない時、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

19 募集要項の配布期間及び配布場所等

(1) 募集要項の配布期間

令和8年7月22日（水）から令和8年8月21日（金）までの期間（日曜日、土曜日及び休日
は除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(2) 配布場所等

① 冊子による配布

仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 仙台市役所上杉分庁舎9階
仙台市子ども若者局子ども若者企画部子育て応援都市推進課推進係
※ 応募書類の提出先と同じです。

② 電子データによる配布

仙台市子育てふれあいプラザ指定管理者募集ホームページからダウンロードできます。

20 説明会の開催

募集要項の内容について、次のとおり説明会を開催します。説明会への参加が応募の条件ではありませんが、応募予定の団体につきましては、参加されますようお願いいたします。出席者は1団体2名までとします。

(1) 日時

令和8年7月31日（金）午後2時から（午後1時45分受付開始）

(2) 場所

仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 仙台市役所上杉分庁舎7階こども若者局第1会議室

※ 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

(3) 申込

説明会へ参加希望の場合は、令和8年7月27日（月）正午までに、別紙2「仙台市子育てふれあいプラザ泉中央指定管理者説明会参加申込書」を電子メールで送信してください。

※ 電子メールアドレスは、この募集要項の最後に記載しています。

(4) その他

① 説明会当日には、募集要項の配布は行いませんので、募集要項を持参のうえ参加されますようお願い申し上げます。

② 現地見学会を希望される場合は、この説明会の際に申し出てください。

21 募集要項等に関する質問及び回答

次のとおり募集要項等内容に対する質問を受付けます。

(1) 質問受付期間

令和8年7月22日（水）から令和8年8月5日（水）までの期間

(2) 質問方法

様式6「のびすく泉中央募集要項質問票」に質問事項を入力し、当該ファイルを添付して、件名を「のびすく泉中央募集要項に関する質問」とし、本文に団体名を記入の上、電子メールにより送信してください。

※ 電子メールアドレスは、この募集要項の最後に記載しています。

(3) 回答方法

質問受付期間の終了後、一括して仙台市子育てふれあいプラザ指定管理者募集ホームページに回答を掲載します。回答はホームページへの掲載のみとなります。

22 留意事項

(1) 禁止事項・失格要件

① 選定委員等との接触

選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

② 重複申請

グループの構成団体は、他のグループの構成団体となってこの申請を行うこと及び単独でこ

の申請を行うこと（以下「重複申請」といいます。）はできません。重複申請の場合は、当該重複申請に係る全てのグループ及び当該構成団体は失格となる場合があります。

③ 申請内容の変更

応募書類の受付後は、応募書類等の内容の変更はできません（軽易なものを除きます。）。申請後又は指定管理者として選定後、団体の名称等の変更が予定されている場合は、その内容を記載した文書（任意様式）を申請時に添付してください。

④ 虚偽の記載

申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑤ グループ名称に関する条件

グループで応募する場合の、グループ名称については、施設名とグループである旨を単に組み合わせた、次の例のような名称は禁止とします。

（例）のびすく泉中央指定管理グループ

（２）申請書類等の取り扱い

① 申請書類等全体

申請書類等は理由の如何にかかわらず返却しません。また、申請書類等は仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）第 2 条第 2 号に定める公文書になりますので、同条例に基づく情報公開の請求により請求者に対し開示される場合等があります。

② 事業計画書及び事業収支計画書

指定管理者として指定された団体の事業計画書（様式 3）及び事業収支計画書（様式 4）の写しは、指定管理者としての指定後に、市政情報センターにおいて原則としてそのまま公開します。

（３）応募の辞退

応募を行った後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（４）費用負担

応募に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

（５）申請書類等の著作権

申請書類等の著作権は、各申請者に帰属しますが、のびすく泉中央の管理運営に関し公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、申請書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

（６）追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

（７）資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料を応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に当該資料を使用させ、又はその内容を提示することを禁じます。

配布場所・提出先・説明会会場



〔募集要項に含まれている書類〕

(書類の不足がないか確認してください。)

○別記資料

- 別記 1 仙台市子育てふれあいプラザ泉中央位置図及び平面図
- 別記 2 個人情報取扱特記事項
- 別記 3 指定管理業務における情報セキュリティ対策に関する特記仕様書
- 別記 4 指定管理者の業務の範囲及び具体的な内容
 - 別記 4-1 事業ごみの分別・処理について
- 別記 5 経費項目一覧
- 別記 6 泉図書館との費用負担割合一覧表
- 別記 7 関係法令等
- 別記 8 リスク分担表
- 別記 9 指定管理料スライド制度に係る特記事項

○別紙

- 別紙 1 提出書類一覧
- 別紙 2 仙台市子育てふれあいプラザ泉中央指定管理者説明会参加申込書

○様式

- 仙台市子育てふれあいプラザ泉中央指定管理者申請書(様式 1)
- 団体概要書(様式 2-1)
- 役員名簿(様式 2-2)
- 同意書(様式 2-3)又は(様式 2-4)
- 申立書(様式 2-5)
- 事業計画書(様式 3-1～3-11)
- 事業収支計画書(様式 4-1, 4-2)
- 障害者の雇用状況に係る報告書(様式 5)
- のびすく泉中央募集要項質問票(様式 6)
- 対象経費計画額一覧(様式 7)
- 勤務表(参考様式)

○参考資料

- 事業・利用料金収入に関する参考資料
- 一時預かり事業に関する資料
- 指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報の公開に関する要綱
- 指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報の開示等に関する要綱

【配布場所・提出先・問い合わせ先】

仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 12 号 仙台市役所上杉分庁舎 9 階

仙台市子ども若者局子ども若者企画部子育て応援都市推進課

担当：推進係 内山，淡路

電話：022-214-2129(直通) FAX：022-214-8784

E-Mail：kod006015@city.sendai.jp

仙台市子育てふれあいプラザ指定管理者募集ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/kodomo-kikaku/kobo/r8-nobisuku.html>